京都市特例認定通訳案内士に関する請願書

２０１５年1月２２日

京都市長　門川　大作　殿

請願代表者　協同組合全日本通訳案内士連盟

理事長　松本美江　外１６団体代表者

請　願　趣　旨

私どもは、国家資格を持つ関西地区を含む全国の通訳案内士団体の代表者です。京都市が誘致しようとしている年間 300 万人の外国人観光客に対応するために有償で外国人を京都市で案内できる特例認定通訳案内士制度を創設しようとする計画に反対すべく請願いたします。

＜特区通訳案内士制度の経緯と問題点＞

これまでも地域に特化した通訳案内士を増やしたいとの自治体の希望で、平成 18 年度に地域限定通訳案内士制度、平成 23 年に地域活性化総合特区通訳案内士制度、平成 26 年には中心市街地特例通訳ガイド制度が導入されました。これらの特区通訳案内士は、国家資格を有する通訳案内士と同様に「通訳案内士」の名称で、有償の観光案内サービスの提供ができることとなりました。

同時にこれらの新制度の現状に則した適用のため、次のような国会の附帯決議が付きました。

＊総合特区法案における附帯決議：「通訳案内士法に基づく通訳案内士及び外客誘致促進法に基づく地域限定通訳案内士を補完することが必要な地域に限って実施する」

＊中心市街地活性化法案における附帯決議：「地域における通訳案内士に対するニーズにも考慮しつつ国家試験に合格した通訳案内士の活用が図られるよう指導すること」

しかしながら実際の運用では、短期間の研修を受けただけで資格が付与されるなど、資質の保証が難しく、その結果として、資格保持者のほとんどが就業に結びついていないなど、期待通りの成果は出ていません。その運用に多くの問題があり、今後、制度の見直し、改善が必至です。

＜国家資格を有する通訳案内士の活用＞

通訳案内業務を考える場合、最も大事なのは来日中の貴重な時間内で通訳ガイドを依頼する訪日外国人の期待を裏切らないことです。訪日外国人にとって「日本の顔」である京都市で短期間の研修を受けただけの即席の外国語ガイドに有償サービスを提供させることは、たとえスポット的な観光案内であっても、訪日外国人の不満を招きかねず、長期にわたって京都のみならず国家のイメージを損なう恐れがあります。

すでに京都市とその周辺には、東京に次いで多数の国家資格を有した通訳案内士が存在しておりますが、その多くは就労の機会に恵まれず、十分に力を発揮できずにいます。さらに京都では全国から数多くの通訳案内士が外国人客をご案内して市内で観光案内業務を行っています。「日本の誇り」である京都の伝統・文化を正しく伝えるためには、深い知識と高い語学力が必要であり、その

ための研鑽を日々積んでいる国家資格の通訳案内士の積極的活用こそが京都の訪日観光成功の要になるでしょう。

国権の最高機関である国会による下記附帯決議で示された「必要な地域」に限定して実施すべき、そして「通訳案内士の活用」を図るべきとの、国会の意思を尊重し、屋上屋を重ねる新制度構築に走ることなく、後の世に京都百年の計と称されるような訪日観光政策に私たち国家資格を有した通訳案内士の積極的活用を請願申し上げます。

請　願　事　項

１．　日本を代表する観光地・京都市で、質の保証されている国家資格の通訳案内士以外の有償の認定通訳案内士制度を導入しないよう請願いたします。

国家試験の合格を条件として、質の保証されている「通訳案内士」こそ、観光立国日本に貢献できるものと信じます。近年急増した国家資格通訳案内士の合格者が就業の機会を渇望しています。京都市は訪日外国人の満足を第一に考え、新制度導入ではなく、こうした有資格者に就労と活躍、そして京都市に貢献する機会を与えてください。私ども通訳案内士団体は通訳案内士に一層の研修会を開催するなどして、京都市観光に役立つよう、有能な通訳案内士供給のために、全力で協力いたします。

２．　地域活性化総合特区通訳案内士と中心市街地特例通訳ガイドの法案につけられた衆参両院の附帯決議を尊重し「通訳案内士が過剰な地域での新たな通訳案内士制度の導入」を実施しないよう請願いたします。

京都市周辺は通訳案内士が過剰に在住する地域です。「桜と紅葉の時期にのみ、信頼できる中堅以上の有資格者が足りない」と言われています。加えて、この 2 月にはさらに多くの通訳案内士国家試験合格者が生まれます。この上、新たな制度で有償ガイドを増やすのは次の附帯決議に反するものと考えます。「通訳案内士の数が不足しているなど、通訳案内士法に基づく通訳案内士および外客誘致促進法に基づく地域限定通訳案内士を補完することが必要な地域に限って実施する」

連絡先
この請願書に対するご返事を下記にお願いいたします。

164-0001　東京都中野区中野 2-29-7 はとやビル　5F
TEL 03-3380-6611 FAX 03-3380-6609
協同組合　全日本通訳案内士連盟　（JFG）
理事長　　松本美江

参考資料１

１．総合特区特別区域法案に対する附帯決議

平成 23 年通常国会/総合特別区域法案に対する附帯決議

衆議院内閣委員会

七　総合特区通訳案内士制度については、地域における訪日外国人旅行者ニーズを踏まえ、通訳案内士法に基づく通訳案内士及び外客誘致促進法に基づく地域限定通訳案内士を補完することが必要な場合において、特定の観光資源や限定エリア等、地域の特性に応じたきめ細かなサービスを提供するものとし、特区自治体が的確な研修を行うことを担保することにより、そのサービス水準の低下を防ぐこと。

また、総合特区通訳案内士が通訳案内士法に基づく通訳案内士及び外客誘致促進法に基づく地域限定通訳案内士とは別途の制度であることについてユーザーに的確に周知することにより、通訳案内士制度に対する信頼が損なわれるようなことがないよう万全を期すこと。

参議院内閣委員会

八、総合特区通訳案内士制度については、地域における訪日外国人旅行者のニーズを踏まえ、通訳案内士の数が不足しているなど、通訳案内士法に基づく通訳案内士及び外客誘致促進法に基づく地域限定通訳案内士を補完することが必要な地域に限って実施するとともに、総合特区通訳案内士の資格取得のための研修は、有償で通訳ガイドサービスを求める訪日外国人旅行者のニーズに応えることができる十分な密度の濃い内容とし、修了時に実力の判定を行うなど、通訳案内士制度に対する信頼性の確保に努めること。

なお、総合特区通訳案内士の資格を得て通訳案内業務に従事する者については、その経験と実績に適切に配慮して、将来、通訳案内士試験を受験して、オールラウンドな資質を有する通訳案内士となることを奨励すること。

2．中心市街地法改正法の附帯決議

第 186 回国会閣法第 26 号　附帯決議

衆議院

四　中心市街地特例通訳案内士の制度運用に当たっては、通訳案内士を依頼する訪日外国人の満足度を低下させることのないように、中心市街地特例通訳案内士の語学能力や基本的な日本社会・文化に対する理解等の水準を十分に確保するとともに、地域における通訳案内士に対するニーズにも考慮しつつ国家試験に合格した通訳案内士の活用が図られるよう指導すること。また、中心市街地特例通訳案内士の名称については、国家試験に合格した通訳案内士と混同が起こらないよう十分に配慮し、両者の区別が明確になるような略称の使用に努めること。

参考資料２．

京都に通勤できる通訳案内士（府県別）

	英語	仏語	独語	西語	葡語	伊語	露語	中国語	韓国語	タイ語	合計
京都	473	50	22	20	2	14	9	81	46	0	717

滋賀	103	5	2	7	1	0	2	13	7	0	**140**
大阪	1048	40	44	73	6	16	23	193	145	1	**1589**
兵庫	742	35	23	46	4	12	12	117	42	0	**1033**
奈良	235	11	6	14	1	3	3	32	10	2	**317**
合計	**2601**	**141**	**97**	**160**	**14**	**45**	**49**	**436**	**250**	**3**	**3795**

（関西広域連合および奈良県よりの情報　2014 年 12 月末）（この数字には物故者も含まれている）
＊2015 年 2 月には通訳案内士国家試験の合格者発表があり、新たに多数の通訳案内士の登録が見込まれる。

参考資料３．　請願書賛同団体名（全国通訳案内士団体１７団体）

全国通訳案内士団体１６団体（観光庁届け出団体）、それ以外の団体１

一般社団法人日本観光通訳協会
ひろしま通訳・ガイド協会
NPO 通訳ガイド&コミュニケーション・スキル研究会
一般社団法人関西通訳・ガイド協会
全日本韓国語通訳案内士会
富士の国やまなし通訳案内士会
日本通訳案内士研鑽会
やまなし通訳ガイドの会
岩手ひらいずみ通訳・ガイドの会
（以上届け出順）
長野県通訳ガイドネット
協同組合全日本通訳案内士連盟
NPO 法人九州通訳・ガイド協会
中国語通訳案内士会
栃木県通訳案内士協会
日本文化と歴史探訪会
NPO 日本文化体験交流塾
石川県通訳案内士協会